

宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)について

1 趣旨

性別、性的指向、性自認等に伴う日常生活の困難や生きづらさの軽減をはかり、市民一人ひとりの人権が守られ、あらゆる立場の人々が、個人として尊重され、多様性を認め合う社会の実現を目指し、宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を創設します。

2 概要

現在の婚姻制度を利用することができない、または事実婚のように当該制度を利用することが容易ではないお二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に宣誓すると、市から「宣誓書受領証」と「宣誓書受領証カード」を交付する制度です。

また、お二人のどちらか一方と生計を同じくする子や親がいる場合には、家族として協力し合う関係であることを宣誓することができます。

受領証等の交付により、法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、届出されたお二人が、人生のパートナーや大切な人とともに、家族として暮らすことができるよう、この制度を通じてお互いの人権を尊重し、多様性を認め合うことを応援するものです。

3 対象者

○パートナーシップ

宣誓をされるお二人が、以下のいずれにも該当する必要があります。

- ① 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年(18歳)に達していること
- ② 少なくとも一方が市内に住所を有していること
または、宣誓後3か月以内に宮古市への転入を予定していること
- ③ 近親者(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう)ではないこと
ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除く
- ④ 配偶者がいないこと
- ⑤ 宣誓する方以外とパートナーシップ関係がないこと

○ファミリーシップ

パートナーシップの宣誓をした方で、一方もしくは双方と生計を同じくしている子や親

4 宣誓の方法

(1) 宣誓を希望する日の10日前までに宣誓日時を予約し必要書類を提出(郵送可)

(2) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

※ 予約した日時に、宣誓をする二人で来庁し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届に署名する

5 必要書類

- (1) 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
- (2) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

- (3) 戸籍の個人事項証明書その他現に婚姻していないことを証明する書類
 - (4) 転入予定の場合は、転入予定であることを確認できる書類
 - (5) ファミリーシップを宣誓する場合は、戸籍その他の当該親子関係を証明する書類及び対象者が署名した同意書(子は15歳以上について同意書が必要)
 - (6) 外国籍の方は、戸籍謄本の代わりに、本国が発行する婚姻要件具備証明書など(6ヶ月以内に発行されたもの)、独身であることを証明できる書類とその日本語訳文
- ※(2)～(5)は宣誓日前3か月以内に発行されたもの

6 交付する書類

宣誓書類を確認後、「宣誓書受領証」及び「宣誓書受領証カード」を交付します。

※通称を併記することができます。

7 受領証等の再交付

紛失等により受領証等の再交付を希望する場合は、申請書を提出することにより、再交付します。

8 宣誓内容の変更

宣誓の内容に変更が生じた場合は、変更届を提出していただく必要があります。

9 受領証等の返還等

パートナーシップの解消などが生じた時は、受領証等を市長に返還します。

10 宣誓の無効

宣誓の内容に虚偽があった場合は、宣誓は無効とします。

11 提供する行政サービス

制度利用者に対し、支援可能なものは随時情報を提供します。

12 周知啓発

制度の趣旨が十分に理解され、社会活動において尊重されるよう、市民及び事業者への周知啓発に努めます。

13 導入時期

令和5年9月